

# 近現代韓国学歴社会の形成

— 植民地期<sup>1)</sup>とアメリカ軍政期<sup>2)</sup>を中心に —

全 炳 昊

## 要 旨

この小論は、近代韓国の学歴社会の形成過程を見ることを目的とする。その過程の中でも特に、近代的な教育制度が具体的に実施され始めた植民地期と解放直後のアメリカ軍政期を韓国の学歴社会が強化・定着する時期として想定する上で、その展開を見ていきたい。

植民地期の教育政策は、従来韓国人が持っていた教育に対する欲求をより強める結果をもたらした。アメリカ軍政期の教育政策は、アメリカの対韓国政策に基づいて抑圧されてきた韓国民たちの教育への欲求にどのように答えられるのかという形で、教育機会の拡大や大学の再編および増加という具体策をとっていく。

新しい国家の建設を支えるための手段として教育の再編が行われるわけだが、ここには植民地期からの国や民族に対する認識と教育に対する欲求という歴史が潜んでいる。

キーワード 学歴社会、教育に対する欲求、植民地期の教育政策、アメリカ軍政期の教育政策、教育機会の拡大

## 1. はじめに

韓国における学歴主義の源泉は根本的に儒教的教育思想にあるが、それに基づいて形成される近代的な学歴社会は、植民地期やアメリカ軍政期の中で用いられる教育政策と制度によってさらに強化されることとなる。

韓国社会で教育に対する欲求が大きいのは、何より韓国社会の根深い地位志向的な文化と関連している。つまり出世主義である。朝鮮時代までの官僚貴族(両班)社会のなかで限られた官僚的地位を得る唯一の道は、科挙試験<sup>3)</sup>に合格し官職に就くことである。このための競争は激しく、地位獲得手段としての教育の価値はさらに高いものになるのである。それにこの試験に応募できる身分はすでに限定されており、身分上の制約によって出世のできない事情もあって、教育に対する欲求は昔から「恨(ハン)」

として韓国人の心に刻まれていた。

植民地期に至っては、近代教育が強力な出世への道として浮かぶのだが、日本人中心の教育政策は韓国人の教育機会を細かく制限していたので、このときもまた、教育に向けられる欲求は恨としてより一層つよく胸に刻まれることになる。解放と共に韓国語の教育が本格化し、教育機会も法的に平等になる。また義務教育の実施によって普通教育の普遍化も可能になる。しかし、高等教育が地位獲得のためのもっともな手段だという意識はその幅を広げていたのである。植民地期にすでに少数の人が高等教育を受け、また外国で高等教育を受けて帰ってきた人たちが社会の各部門で要職に就き、活動したことが決定的な影響を及ぼしたのである。それに韓国戦争が起きた際には、大学生に対する兵役免除なども実施され、誰もが子どもを大学に入れようとする雰囲気になってきたのである。これにあわせた形で、次々と新たな大学が急成長

するのである。

その後、1960年代以来の高度経済成長を導く産業化は、社会的な地位の獲得と上昇の通路としての教育の機能を強化する結果を招く。まずは、過去に比べて教育と職業との相関関係が密接になり、大学卒業者と高校以下卒業者との賃金の差が明らかになった。また昇進機会の差もはっきりと出てくるなど、学歴による社会的上昇移動機会の不平等が制度化される現象も現れる。したがって、人々の大学に対する意識は一層強くなってきているが、政府の大学定員政策などはいまだに硬直性を抜け出せずにいて、進学のための競争は激しくなる一方である。それに頻繁に変る入試制度は、大学浪人を増やし競争を過熱させる要因にもなっている。

最近、高等教育の大衆化や膨張といったことをよく耳にすることが出来るが、この中にはやはり高度化した学歴社会が見え隠れているだろう。これもまた、歪んだ近現代の韓国歴史の中にその根をさしていることと考えられる。

本稿は近代韓国の学歴社会の形成過程を見ることを目的とする。その過程の中でも特に、近代的教育制度が具体的に実施され始めた植民地期と解放直後のアメリカ軍政期を韓国の学歴社会が強化・定着する時期として想定する上で、その展開を見ていきたい。したがって、ここで

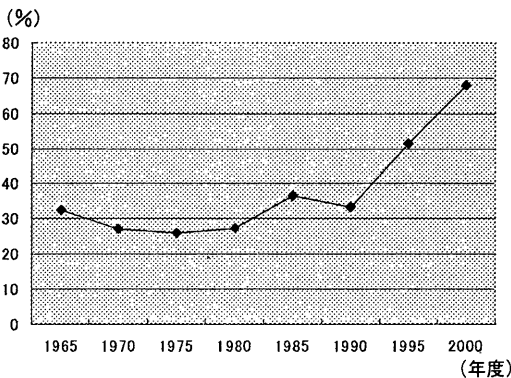
は、教育政策史的な展開ではあるが、各時期の教育政策や教育状況を中心にその過程を時系列的に見ていくことにする。

## 2. 韓国における学歴社会の意味

朝鮮時代で教育の意味は科挙に合格し官吏になるためのものであった。科挙制は越職の性格が強く、一気に高い地位へ就く利点を持っていた。科挙応募の資格のある社会階層は科挙を通じて社会的補償が十分与えられるため、教育の特性は科挙指向的な性格を強くもつようになる。そして朝鮮末、身分構造の変化は教育の社会的意味をもっとも明らかにするのである。このような朝鮮時代の、全体的な教育に関する社会文化的特徴を要約してみると次のようである。

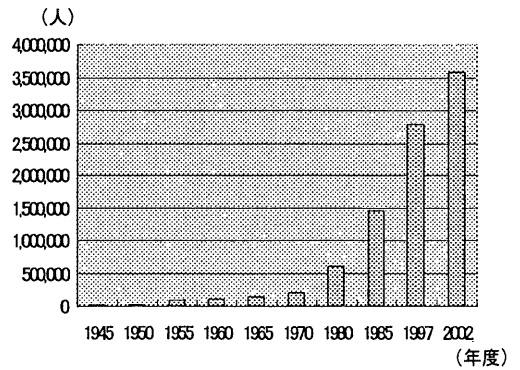
- ①教育による地位志向的な性格の強化。教育は科挙に受かるための一次的な手段であり、一瞬にして社会的な補償を受けることが出来る長所をもっていた。
- ②文治主義的な性格が教育に対する信頼を与える。支配ヤンバン（両班）官僚は儒教教養を重視し、自分たちの特権維持のために文化的イデオロギーを強化する。つまり、文学を通じて文化的な優位性を確保することによって科挙制や学校教育機関の中で彼

図-1 韓国の高等教育機関への進学率の変動



(資料：韓国教育統計年報 (2000, 2002), Ministry of Education, Republic of Korea, Education In Korea, 1956, 1965, 1984, p.20.)

図-2 韓国の高等教育機関在学学生数の変動



らの知識体系を反映することになる。したがって教育的意味は文学教養を重視する文治主義的な傾向と相互関連するのである。

- ③教育を通じて文化的な連帯感が創られる。同類意識に基づいて地位集団を形成することが出来、社会的な利害関係が反映されるのである。
- ④教育は家族主義的な性格を反映する。官僚的な地位を獲得したことの意味を個人的な次元ではなく、家族中心の集団的な次元で受け入れるからである。つまり教育を通じた地位の獲得は、家門の存続と発展に影響を及ぼすとのことである。<sup>4)</sup>

一般的に学歴主義は、職業、学校教育、社会的威信との関係において学歴が評価の基準をなしていることをいう。学歴主義は学歴が絶対的な価値と見なされる信念体系になっているのである。

韓国の学歴主義は、儒教倫理の一つである「忠」「孝」に基づいて形成される。科挙によって官職に就き、家門の名を揚げるということはつまり、社会的威信の高揚であり国家のための忠である。

学歴社会とは、学歴主義の支配的な社会を意味する。社会成員の評価、選抜、配分の基準として学歴を重視する学歴主義の成立や発展は、官庁、企業、学校などの近代的組織、またそこで働く俸給生活者に代表される近代的職業の出現と成長に深くかかわっている。近代的な職業や組織の急速な発展を特徴とする産業社会の出現は、その意味で学歴社会化する宿命を持っているのである。高学歴化が進み、学歴社会として成熟した日本やアメリカでは、学歴主義は組織と職業の世界だけではなく、日常世界にまで浸透し、学歴が評価の尺度や威信として働いている。そしてまた、社会的に様々な病理的現象を作り上げている。

ドーアは、韓国のような産業化が遅れて行わ

れる後発国家であればあるほど、学歴を通じた上昇移動の機会の増加、そのための学歴獲得競争の激化、そしてその結果としての学歴インフレーションという過程を短期間に経験するといった後発効果論を提示している。<sup>5)</sup> このようなドーアの前提からは、韓国で産業化が本格的に進む1960年代から学歴社会化が急ピッチに進められたということになる。しかしここには、すでに学歴社会化が進んでいた日本とアメリカによる影響が少なくないことが韓国近代史の中に事実として存在するだろう。

植民地期とアメリカ軍政期を通じて、韓国の学歴主義がどのような影響を受け、またそれに基づいて形成される韓国の学歴社会がどのような変容の過程を持つのかを見ることが出来ると考えられる。1960年代以降、現代韓国の学歴社会化、そして高等教育の膨張はその上で明らかになるだろう。

### 3. 開化期の教育政策

開化期の教育政策の流れは、大きく二つに分けることが出来る。一つは、甲午改革(1894)<sup>6)</sup>を機に行われる朝鮮末期の新学制の導入や実施の過程、もう一つは、日本の影響力がだんだん強くなることによって導入される植民地教育政策の具体化過程である。ここでは、その具体的な内容と過程を主に高等教育を中心に見ていきたい。

#### (1) 新学制の樹立と各級学校の成立

(1895~1905)

高宗(1852-1919)<sup>7)</sup>は1895年、「教育立国詔書」を発表し、従来の儒教經典中心の伝統的教育を控えて、世界情勢に目を向けられる新しい教育の重要性を強調した。高宗は近代的な国家を立てる際に、教育を国家中興に欠かせない基本的な手段として考え、新しい教育実施に対する強い意志をこの教育詔書に含めたのである。

高宗はの中で、教育は国家保全の根本であり、新教育は学問や技術を実用することのなかにあるとしている。教育立国の精神を挙げ、新しい学校を広設して人材を教育することがすなわち民族中興と国家保全にまっすぐつながっていることを力説した。

この詔書によって政府は、様々な近代的教育法規を制定する。これらの法規によって、漢城師範学校、外国語学校、小学校、医学校、商工学校、中学校、農商工学校などの新しい学校が新設され、また成均館<sup>8)</sup>が改編されて国家的な水準での近代的新教育が本格的に始まったのである。従来、儒教教育中心の最高教育機関であった成均館は、四書五経や歴史、地理、算術などの近代的教育科目を授業する高等教育機関として生まれ変わるのである。

## (2) 日本の干渉と高等教育の抑制

(1906～1911)

日本は韓国を植民地化するために統監部を設置し(1906. 2)、韓国において完全な植民地化を進めるための教育の重要性を認識、韓国人を対象とする教育に深く関心を注ぐ。そして、1906年8月に韓国の学制を全面的に改編し、韓国教育を植民地化教育に作り上げる。その主な政策は、愚民化政策、日本語教育の強化、親日教育の強化、日本人教師の配置などに要約することが出来る。愚民化政策とは、韓国民に対する日本人化、つまり皇国臣民化のために行った政策の一般的な表現である。そして、日本人に対する韓国民の教育が差別的であったこともここには含まれている。愚民化政策の実施は次のような具体的内容をもつ。

- 学制改編によって、授業年限を短縮。(小学校6年を4年に、中等教育期間を4年に固定)
- 官立中学校を高等学校と称し、終結教育とする。(高等教育の機会を制度的に制限)
- 韓国人の高等教育機関の設立を不許。

- 実業学校を作り、単純技能者養成に主力。<sup>9)</sup>

この時期の高等教育は、日本の排除政策によって、新しい学校の設立は認められず、既存の成均館、医学校、法官養成所などの制限的な運営だけが可能であった。

### 1) 成均館

成均館館制は統監部によって数回改正されることになる。そしてその改正の要旨は、入学定員の縮小制定や入学資格の制限、授業科目の改編に集中する(1909. 4)。まずは、入学定員を30名に制限し、入学年齢を20～30歳に引き下げる(従来の20～40歳)。学科科目の中からは、経学を週34時間の内、7時間に制限した。そして、その他に修身、国語、日本語、歴史地理、数学、理科、図画、法制経済、体操などの近代的教育科目が中心になる。

### 2) 法官養成所・法学校

統監部は従来の法官養成所を引き続き運営し、制度の面で数回の改編を行う。1909年11月には法官養成所を法学校に改編した。授業年限を3年から2年に引き下げ、対象年齢もまた35歳に制限する(従来の20歳以上から)。法部所管だった法官養成所を学部所管の法学校に移管改編し、法学校は法官になりそうな人だけを養成することを目的とすることになる。

### 3) 医学校

従来の官立医学校をそのまま残し、ある程度の医学教育を実施する。一方、1907年に官立医学校を大韓医院教育部に改編し、1909年にはまた大韓医院教育部を大韓医院付属医学校に改編するなど医学教育機関を制度の面で数回改編する。

甲午改革以降、官吏任命制度は数回に及ぶ法規の新設や改正を通じて、植民地期まで個人の

表-1 官・公立学校卒業生の進路現状<sup>10)</sup>

(%)

	1906年以前	1907	1908	1909	1910	計
官 公 吏	143 ( 25.3)	50 ( 35.7)	90 ( 38.0)	96 ( 33.3)	37 ( 13.4)	416 ( 27.6)
教 員	117 ( 20.7)	34 ( 24.3)	65 ( 27.4)	92 ( 31.9)	102 ( 36.8)	410 ( 27.2)
実 業	22 ( 3.9)	9 ( 6.4)	10 ( 4.2)	49 ( 17.0)	9 ( 3.2)	99 ( 6.6)
医 師	24 ( 4.2)	13 ( 9.3)	4 ( 1.7)	0	0	41 ( 2.7)
弁 護 士	4 ( 0.7)	0	0	0	0	4 ( 0.3)
家 業	82 ( 14.5)	8 ( 5.7)	15 ( 6.3)	16 ( 5.6)	2 ( 0.7)	123 ( 8.2)
他 校 入 学	6 ( 1.1)	5 ( 3.6)	27 ( 11.4)	12 ( 4.2)	47 ( 17.0)	97 ( 6.4)
外 国 留 学	8 ( 1.4)	4 ( 2.9)	6 ( 2.5)	1 ( 0.3)	4 ( 1.4)	23 ( 1.5)
死 亡	45 ( 8.0)	0	0	5 ( 1.7)	0	50 ( 3.3)
不 明	114 ( 20.2)	17 ( 12.1)	20 ( 8.4)	17 ( 5.9)	76 ( 27.4)	244 ( 16.2)
合 計	565 (100.0)	140 (100.0)	237 (100.0)	288 (100.0)	277 (100.0)	1,507 (100.0)

(資料：学部 (1910), 韓国教育の現状, 渡部学, 阿部洋 編, 日本植民地教育政策史料集成 (朝鮮編), 第63巻, 東京：龍溪書舎, pp.41~42)

能力や経歴としての学歴を重視する資格要件が細分化、専門化されていた。一般行政官僚である普通文官の場合、1905年を前後に学歴資格が具体的な職業資格として明示され始めた。そして、その形態は一定の学歴に試験免除の特権を与えると共に、任用資格の条件として明示する方式として制度化していた。医師、法官、教員などはその性格上、官・公立の特定学校出身者によって独占される形で学歴資格の制度化が進んだ。このような制度化過程では、官立学校や外国留学者に優先的で差別的な特権が徹底して与えられた。特に、官立学校中心の特権付与は、官・公立学校と私立学校との社会的地位を差別化することに、決定的な要因になっている。

以上見てきたように開化期の韓国教育政策は、その主体的な改革への努力はあったものの、つづく日本の植民地支配政策のため、その実を見ることが出来なかったのである。この時期の教育政策においての特徴は、大きく二つの要因によって規定することが出来る。一つは、近代的な教育改革への自主的力の不足や内部の葛藤という内的要因、そしてもう一つは、日本の植民地支配政策の浸透という外的要因である。

#### 4. 植民地期の教育政策

この時期の教育政策は、朝鮮総督府によって行われた4回におよぶ朝鮮教育令の実施から見て取ることが出来る。

1910年8月に韓国を植民地とした日本は、朝鮮総督府を設置し、その総督府によって1911年に朝鮮教育令をはじめ、普通学校規則、高等普通学校規則、女子高等普通学校規則、実業学校規則、私立学校規則などを制定・公布する。またたて続きに専門学校規則 (1915)、改正私立学校規則 (1915)、教員試験規則 (1916)、書堂規則 (1916)、教員心得 (1916) などと教育に関する法令や規則を制定し、これらに基づいて韓国に対する植民地教育政策を進めていた。

ここでは、4回に及ぶ朝鮮教育令の制定・公布の過程やその内容を通じて、この時期の教育政策の内容を見ていきたい。

##### (1) 第1次朝鮮教育令執行期 (1911~1922)

1910年代の植民地初期には、植民地的な秩序を維持するための植民地主義教育政策が、朝鮮

教育令と私立学校規則に含まれている。これらに基づいて韓国人に対する日本帝国臣民としての教育が強力に進められた。第1次朝鮮教育令では、日本語教育に重点をおきながら各級学校の教育年限を縮小する。また高等教育への道は差別的に制限される反面、実業教育が強調されたのである。

朝鮮総督府は、朝鮮教育令のなかに韓国人のための高等教育機関として専門学校を設置根拠を設けていた。専門学校規定は1915年に制定され、1916年4月になってようやく京城専修学校、京城医学専門学校、京城工業専門学校などの官立専門学校を設置する。1918年には水源農林専門学校を設置する。そして、私立専門学校として延禧専門学校、セブランズ連合医学専門学校、京城高等商業学校に設立認可を出すのである。

#### 1) 官立専門学校

朝鮮総督府は1916年4月、朝鮮総督府専門学校官制を制定し、京城専修学校、京城医学専門学校、京城工業専門学校を朝鮮総督府所属の官立専門学校とし、京城工業専門学校に附属工業専習所を設けて工業に関する技術を専習させた。

#### 2) 私立専門学校と大学

朝鮮総督府は韓国人の高等教育機関として官立専門学校を設置する一方、私立学校規則を定めて私立高等教育機関を規制する施策を進めた。つまり総督府は、私立高等教育機関においてその維持、経営を口実に、財団法人に限ってその設立を認めるという方針を作り、財団法人が構成できなかった私立高等教育機関を各種学校に格下げしたのである。第1次朝鮮教育令執行期に設置された私立高等教育機関としては、普成専門学校をはじめ、延禧専門学校、セブランズ連合医学校、梨花学堂大学部、崇実大学、私立京城高等商業学校などがある。

#### (2) 第2次朝鮮教育令執行期(1922~1938)

1919年の3・1独立運動は韓国に対する日本の植民地政策の変化をもたらした。これによって、教育政策の変動も余儀なくされる。そして民族的な抵抗を緩めるための(文化政治政策とも言われる)、いわば懐柔政策が行われる。植民地政策全般の変更に伴って、教育政策も表面上の姿を変えることになる。

1922年制定される第2次朝鮮教育令に見取れることは次のようである。

- 日本のものと同じような教育制度や教育機関の拡充によって、日本の教育をさらに強化する。
- 教育の目的が日本語習得にある。
- 韓国に関する歴史的な事実や民族意識を抹殺
- 大学教育が認められたが、実際に韓国人には差別的である。

結局日本が植民地中期において韓国で執行した植民地教育政策は、表面上、韓国人の教育を日本人の教育と同一水準に高めたように見える。しかし学校教育の実際においては巧妙に差別されたり、韓国人設立の私立学校の成長を抑制したり、むしろ同化教育をより本格化したものであった。

この時期の高等教育は、大きく専門学校と大学に分けられる。専門学校は設立主体別に官立専門学校、公立専門学校、私立専門学校で、大学は京城帝国大学を指す。まず専門学校の状況から見ていきたい。

#### 1) 官立専門学校

この時期に設置されていた官立専門学校は京城法科専門学校をはじめ、京城医学専門学校、京城高等工業学校、水源高等農林学校、京城高等商業学校などの5校だが、前の4校は既存のものであって、京城高等商業学校だけが新たに官立専門学校として改編された学校である。こ

表-2 官立専門学校の状況(5校)(1925~1937)

\*( )の数は外国人教員数

年 度	学級数	教 員 数			学 生 数		
		韓 国 人	日 本 人	計	韓 国 人	日 本 人	計
1925	31	6	138	147 (3)	439	676	1,115
1926	38	8	125	135 (2)	410	683	1,093
1927	37	7	113	120	382	709	1,091
1929	36	18	168	190 (4)	372	806	1,178
1931	35	35	181	218 (2)	353	837	1,190
1932	35	13	114	135 (8)	347	829	1,176
1933	35	17	127	146 (2)	351	837	1,188
1934	35	14	112	128 (2)	318	671	989
1936	35	33	147	181 (1)	412	828	1,240
1937	36	46	160	206	442	850	1,292

(資料：朝鮮総督府学務局，朝鮮諸学校一覧，朝鮮教育要覧)

れら官立専門学校は学校別に規定を制定し教育を実施したのである。

## 2) 公立専門学校

専門学校水準の教育を実施した公立教育機関としては、1920年代に道立医学講習所が2ヶ所設置されるが、1930年代に入ってから統合され、公立医学専門学校に改編される。

## 3) 私立専門学校

植民地中期に設置されていた私立専門学校はあわせて8校であるが、6校は改編あるいは新設のもので、2校は既存の専門学校である。つまり、私立専門学校としては1922年に各種学校だった普成法律商業学校から改編された普成専門学校、1925年に各種学校の崇実大学から改編された崇実専門学校と、梨花女子専門学校、1929年に京城齒科医学校から改編された京城齒科医学専門学校、1930年に仏教専修学校から改編された中央仏教専門学校と京城薬学専門学校などがあり、既存の延禧専門学校とセブランズ連合医学専門学校などがある。

## 4) 京城帝国大学

朝鮮総督府は、全国的に広がる私立大学設立運動を阻止するための方案を考えるうちに、1920年12月に朝鮮教育調査委員会を構成、ここで私立大学に代替の出来る官立大学の設立方案を議論、1922年第2次朝鮮教育令のなかに官立大学の設置根拠を設けるようになる。そして朝鮮教育令に規定された大学設置の根拠に基づいて1924年に京城帝国大学を官立で設置する。つまり、日本の作った京城帝国大学は、当時韓国民によって進んでいた私立大学設立運動を抑圧するためのものであった。

京城帝国大学の教授陣は、予科のばあい日本人だけで構成されているといっても過言ではないほどほとんどが日本人で構成され、韓国人教授は1人か2人しかいなかった。学部のばあいでも韓国人教授は、多くて全体の25%にも及ばない。学生の状況を見ると、予科のなかには日本人がほとんどで、学部の場合も日本人学生が絶対多数を占めている。特に医学部の日本人学生の割合が法文学部より、高くなっている。

表-3 京城帝国大学予科状況 (1924~1938)

\* ( ) の数は外国人教員数

年 度	学級数	教 員 数			学 生 数		
		韓 国 人	日 本 人	計	韓 国 人	日 本 人	計
1924	4	—	14	14	44	124	168
1925	8	—	22	23 (1)	71	238	304
1926	8	—	19	20 (1)	103	225	328
1927	8	—	21	22 (1)	104	204	308
1928	8	—	20	21 (1)	112	202	314
1929	8	1	21	23 (1)	109	186	295
1930	8	1	21	23 (1)	86	216	302
1931	8	1	21	23 (1)	152	373	525
1932	8	1	21	23 (1)	110	214	324
1933	8	1	21	23 (1)	97	217	314
1934	8	1	21	23 (1)	109	200	309
1935	8	1	23	26 (2)	112	197	309
1936	12	—	25	27 (2)	159	288	447
1937	12	—	26	28 (2)	165	296	461
1938	13	—	28	30 (2)	185	329	514

(資料：朝鮮総督府学務局，朝鮮諸学校一覧，1932，1943)

**(3) 第3次朝鮮教育令執行期 (1938~1943)**

日本は皇国臣民化という植民地政策目標をたて、韓国および韓国国民を観念上抹殺すると共に、内線一体を強化し、皇国臣民化教育をより強めるために1938年3月、第3次朝鮮教育令を制定する。そして学制を改編する。普通教育機関として小学校、中学校、高等女学校、実業教育機関として実業学校や実業補習学校、小学校教員養成機関として師範学校、高等教育機関として専門学校と大学をそれぞれ置くことにする。

朝鮮総督府は1941年3月に国民学校令を制定し、小学校を国民学校に改名させ、1943年には中等学校令を制定し、中等学校の授業年限を5年から4年に引き下げるのである。また日本は戦時に備えて1941年から韓国の学制を改編するように方針を立て、まず専門学校以上の授業年限を短縮したのである。これによって総督府は、1941年に専門学校以上の教育機関卒業者を3ヶ

月早期卒業させ、1942年からは6ヶ月に短縮させた。そして総督府は専門学校で学則を改正して、授業年限を4年から3年に引き下げたのである。

**(4) 第4次朝鮮教育令執行期 (1943~1945)**

朝鮮総督府は1943年3月に第4次朝鮮教育令を制定し、中学校規定、高等女学校規定、実業学校規定、実業補習学校規定、師範学校規定などを改正する。

第4次朝鮮教育令は皇民化教育をより強化し、韓国の学校教育を全面的に軍事目的で勤めさせるためのものであった。つまり、学生らを戦争に参加させ、また後方の軍需支援に投入するための人的資源を確保しようとする基本政策によって、第4次朝鮮教育令を制定し、韓国の学制をまたもや改編するのである。

戦時非常措置によって特に高等教育機関が大



表-4 京城帝国大学状況 (1938~1943)

\* ( ) の数は外国人教員数

年度	学部別	学級・講座数	教 員 数			学 生 数		
			韓 国 人	日 本 人	計	韓 国 人	日 本 人	計
1938	予 科	13	2	28	30	185	329	514
	法文学部	49	11	93	105 (1)	84	99	138
	医 学 部	26	125	338	463	90	228	318
1939	予 科	13	2	32	34	204	338	542
	法文学部	49	9	90	100 (1)	—	238	238
	医 学 部	26	145	311	456	105	213	318
1940	予 科	15	3	31	35 (1)	205	336	541
	法文学部	49	13	77	90	105	154	259
	医 学 部	27	159	281	440	142	230	372
1941	予 科	16	2	36	38	219	395	614
	法文学部	49	13	70	83	126	156	282
	医 学 部	27	189	272	461	162	227	389
	工 学 部	24	21	58	79	16	23	39
1942	予 科	16	2	38	40	201	442	643
	法文学部	49	11	83	94	136	148	284
	医 学 部	27	216	253	469	204	210	414
	工 学 部	24	37	90	127	25	64	89
1943	予 科	18	2	37	40 (1)	200	497	697
	法文学部	49	10	70	80	127	146	273
	医 学 部	27	245	226	471	170	203	373
	工 学 部	39	54	99	153	38	95	133

(資料：朝鮮総督府学務局，朝鮮諸学校一覽，1943)

幅改編されたが、具体的には次のようである。

- 京城帝国大学の予科は，文科の定員を縮小し，理科の定員を増やすこと。
- 京城帝国大学の理工学部や医学部の定員を増やすこと。
- 理科系専門学校の拡充と文科系専門学校の段階的な整理
- 文科系女子専門学校の実務レベルへの教育内容の改善
- 理科教員養成機関の拡充

以上のような戦時教育令によって，朝鮮総督府は1945年7月，各級学校に学徒隊を結成させ

て軍事教練や軍需支援作業に送りつけたのである。つまり，この時期の教育機関は，軍事訓練所，軍事工場，労働力を提供する労働者養成所の性格を持つものとして再改編されたのである。

## 5. アメリカ軍政期の教育政策

### (1) 3つの前提

アメリカ軍政期の教育政策を論ずるにあたって，次のようなことを考慮に入れなければならない。

### 1) 植民地教育政策の残存

解放と共に植民地教育政策の影響力の断絶が期待されるが、現実はそのようではない。解放以降も相当な期間、その影響力が広く残っていたのである。このような事実は軍政期だけに止まることなく、ある面では現在にまでおよんでいるとも言えるだろう。植民地教育政策の残存は36年におよぶ教育の理念、制度、内容だけではなく、教育政策遂行の慣行のような表面的には見られない側面の中にもその影響力を持っている。

### 2) 解放直後の韓国民の教育改革への要求

差別と同化を本質とする植民地教育政策は、韓国民に自主的な教育の実現、教育機会均等の保障などの要求を持たせるように作用する。具体的には、国家負担による義務教育の実現や中等教育機会の拡大というものである。植民地期に教育機会の制約や差別がそれほど深刻であったことを表す。ここで、アメリカ軍政の教育政策に影響を及ぼすもう一つの重要な要因が植民地教育政策に対する韓国民の強い反発、つまり改革要求であることを知ることが出来る。

### 3) アメリカ軍政当局の教育政策基調とこれを規定するアメリカの対韓国政策

軍政というのは、勝戦国家の目的を達成するために敵国地域で実施する軍による政府のことをいう。したがって、この時期、唯一合法政府である軍政以外の統治権力は認められないのである。ここで軍政が、韓国の教育現実をどのように認識し、どのような方向に再編しようとしたのか、またその動機が何であるのかといったことが、軍政の教育政策を分析するときに決定的な前提になるのである。

以上のように軍政期の教育政策では、アメリカの政策意志が決定的で重要なことでありながらも、彼らの意志だけが一方的に適用された結果として捉えてはいけぬ。軍政の政策意志が規定的な要因として働いたことが事実ではある

ものの、前述の二つの要因との相互作用の中で、変容や調整の過程をもつのである。つまり、軍政期の教育政策は植民地教育政策の残存、韓国民の教育改革への意志と内的力量、統治権力としてのアメリカ軍政の政策意志などが組み合せて働いた結果として現れるものである。

### (2) アメリカ軍政期の高等教育の再編

以上で見てきたように、植民地期の韓国人の高等教育機会は極力制限されていた。その結果、教育機会の面だけではなく、既存の大学に入ることの出来る韓国人もかなり少なかったのである。大学教員の数もまた、韓国人教員の割合が日本人のそれより目立つほどの差を見せている。このような状況から軍政初期の高等教育の変化は次のようである。

表-5 解放以降南韓国地域の高等教育機関の変化 (1945~1947)

年 度	学校数	教員数	学生数
1945. 5	19	261	3,039
1945. 12	21	753	7,110
1946. 9	21	977	16,317
1946. 10	22	1,170	17,909
1947. 5	24	1,075	13,485
1947. 9	26	1,938	19,241
1947. 11	29	—	22,086

(資料：USAMGIK south korean interim government activities, (no.31, april 1948)：文教部調査企画課，HUSA-FIK (vol.4))

解放当時の南韓国地域の高等教育機関は官立、公立、私立の大学および専門学校をあわせて19校であった。このなかに公費で運営した高等教育機関は大学1校、官立専門学校7校、公立専門学校2校など全部で11校であった。このなから国立ソウル大学校設立案の改編対象であった学校は、ソウルやその周辺のあわせて10校の官立、公立学校であった。

国立ソウル大学校設立の目的は、不足する教

授および施設などの人的、物的資源を最大限活用し、国家建設に必要な人力を大量に養成することであった。散在する官、公立学校を統合することによって、学生の受容力と教授の質を向上させるとともに、国家財政を効果的に利用できることとであった。一方、これにたいする様々な批判もあったが、その批判の中心は、軍政文教当局の独断であること、非民主的行政運用であること、大学の官制化であることなどに置かれている。

軍政庁文教部は国立ソウル大学校を設置すると共に、1946年9月をもって専門学校を大学として昇格改編する。

### (3) アメリカ軍政期の教育政策の性格

解放と共にアメリカ軍政当局は、教育部門において様々な改革を行う。ここには二つの側面があるが、一つは、軍政の教育改革が従来の植民地教育の官僚体制の中で行われた点である。政治的な目的もあって、植民地期の中央統制的な教育官僚体制をそのまま用いたのである。二つは、保守的な韓国知識人グループが改革の主導的集団である「朝鮮教育審議会」<sup>13)</sup>を構成することである。教育の目標として共同の理解や国際的な友愛などを強調することは、韓国に対するアメリカ軍政の支配を国際的な友好として学生たちに理解させるためのものであって、この言葉の意味の中には、韓国がアメリカとの国際的な友好を維持するためには第2次世界大戦以降のアメリカ主導の新しい世界秩序に適応すべきであるという前提が含まれている。

この時期のもう一つの重要な教育制度上の定着があったが、それが6-3-3制の実施である。教育機会の均等という思惑からのこのような教育制度は軍政期の韓国教育の現実に対する過ちである。教育機会の拡大政策は、その程度においてかなり限定されていたので、学校教育を社会移動の唯一の手段として作り上げることになる。また学校教育の価値を大幅高める役割

を果たすのである。このような政策は、次のような効果を持っている。一つは、教育の膨張は社会改革への要求から生じる社会的な緊張を緩和する安全装置として作用する。教育機会の拡大政策は低階層の子どもたちに上層移動への可能性をもたらした。もちろん、実際に経済的な問題で子どもたちの教育機会は限られていたのである。教育機会拡大政策のもう一つの効果は、教育が既存の社会秩序を正当化する手段として拡大したことである。特に多くの韓国人は、儒教文化としての教育に対する信念や植民地経験によって教育の力や価値に対して強い神話を持っていることから、このような教育の社会に対する正当化効果は韓国社会の中で一層強くなってきたのである。

## 6. おわりに

植民地期の教育政策は、従来韓国人が持っていた教育に対する欲求をより強める結果をもたらした。一つは、民族主義的な抵抗が教育を媒介に展開されることである。国権を取り戻すためには全国民が近代的な知識を身につけないといけないという教育救国運動<sup>12)</sup>のことであるが、社会の様々な主体が基になって行われた私立学校の設立運動や、まずは韓国語を身につけようとする農村啓蒙運動<sup>13)</sup>が主な軸をなしている。このような教育救国運動は結局のところ、日本の植民地政策の変動やそれに伴う圧力によって弱まることにはなるものの、近代韓国の学歴社会が国家主義的な性格を強力に持つことにつながっている。そしてもう一つは、高等教育に対する植民地教育政策があまりにも韓国人には閉ざされていたことである。私立学校令をはじめ、4回に及ぶ教育政策の改正の中には高等教育に対する様々な制限・制約が含まれており、韓国人がこういった高等教育機関に進むことはかなり難しいことであった。<sup>14)</sup>したがって当時の高等教育機関への進学は将来の安定した職業や高

い地位への直結を意味するものであった。

植民地36年の間、韓国は日本から強制的でありながら数多く影響を受けてきた。その中の一つが学歴万能意識の形成である。当時日本は、韓国人に対して愚民化政策を行いながらも、韓国人の高学歴者、知識人にはそれに相当する所得や地位を保証したのである。このように学歴によってその処遇に差をつけたのは高度の分割、支配の植民統治手段でもあった。学問を立身出世の手段として認める儒教的な伝統<sup>15)</sup>と、日本の分割、支配の植民統治によって作られる学歴社会は、開放以降にもより強くなっていくのである。

アメリカ軍政期の教育政策は、アメリカの対韓国政策に基づいて抑圧されてきた韓国民たちの教育への欲求にどのように答えられるのかという形をとっていく。つまり、植民地期の国家主義的性格とは若干異なるものの、アメリカ自由主義をモデルにした新しい国家を建設するための教育政策が必要であったということである。そしてこの時期教育政策の特徴は、一つは、表面的ではありながらも、教育機会が拡大することである。植民地期の抑圧されていた教育機会が保障されることによって、学歴社会がより鮮明に形作られるのである。二つは、解放直後の大学の再編および増加である。国立ソウル大学校設立をはじめとする大学の増設は、立身出世の伝統的な考え方に加えて実際に高級官僚への道が高等教育だけに限られていたという事実ともつながっている。しかも国によって国の人材を養成するという国家主導の教育政策の基本方針が、いわばエリート養成専門の国立ソウル大学校設立の過程にはすでに溶け込まれている。

韓国社会は形式的な学歴や学閥が実際の能力より重要視される象徴的な学歴社会である。このように韓国社会が象徴的な学歴社会の性格を持つようになったのは、歴史的な、社会構造的

な要因が複雑に働いた結果である。

韓国の学歴主義が生み出す様々な問題は、学歴病という言葉どおりもっとも深刻な社会的問題となっている。入試中心の教育による教育腐敗、学歴・学閥主義に寄生する教育不条理、私教育費の過大支出や学校教育に対する不信などが挙げられるが、これは韓国学歴社会の歴史的、社会的背景を見ることによって、また再解釈の過程を通して解決の出口を見つけることが出来る。

植民地期とアメリカ軍政期を経て近代韓国の学歴社会は形成、強化されるのだが、これらのより具体的な解釈のためには、おなじ時期における日本とアメリカの教育政策や全体社会の教育に対する認識を考察する必要があるだろう。

#### <注>

- 1) 一般的には韓日合併が行った1910年8月から1945年8月までの36年間をいう。ただ、外交権などを奪われた1905年の第2次韓日協約(乙巳条約)を植民地期の始まりと見る見解もある。一般的に植民地政策の変更によって3つの時期区分がなされているが、それは無断統治期(1910~1919)、文化政治期(1919~1931)、戦時動員期(1931~1945)である。
- 2) 1945年8月の解放以降1948年8月に韓国政府が樹立するまで、韓国の南地域で実施されたアメリカ軍による軍統治期間。
- 3) 科举制の起源は中国で官僚を先発するために考案した制度的装置である。随時代に強力な中央政権化と競争による有能な官僚を先発するために考案され、宋時代には官吏先発制度としての科举制度が定着する。明時代の科举制度は学校制度と共に発展する。韓国では高麗時代に中央政権化の強化のために定着し、朝鮮末期まで続く。
- 4) カン・チャンドン、1994、「韓国の学歴主義形成過程と性格」、『教育社会学研究』4(1)、韓国教育社会学会
- 5) R. P. ドーア、松居弘道 訳、1990、『学歴社会 新しい文明病』、岩波書店
- 6) 1894年従来の文物制度を近代的な国家形態として改革する。甲午更張とも言われる。開化党を中心とする開化派は、経済、軍事、司法などの部門で一大改革を試みるが、その中でもっと

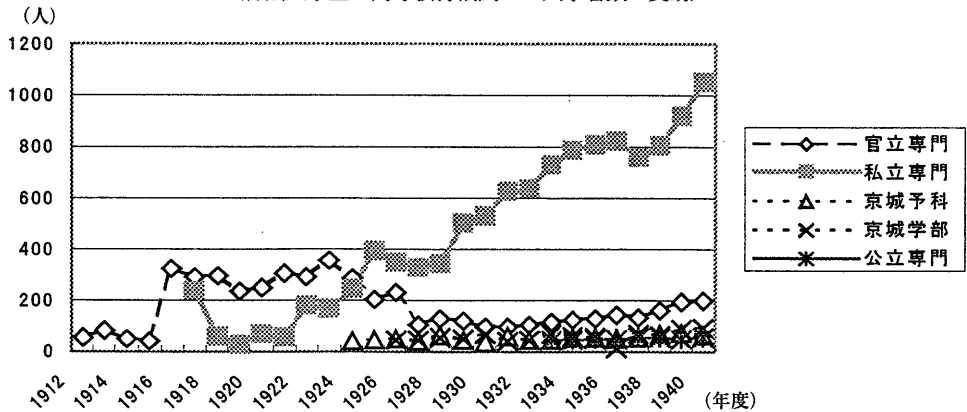
も重視されたのは社会的改革であった。身分制度の撤廃、文閥を超える人材の登用、両班階級の撤廃などが主な内容である。この改革は、旧制度を一新する制度上の近代的改革としての性格を持っているが、日本の侵略意志によって行われた他律的な改革であったため、大きな反響を起こすことになる。

- 7) 朝鮮の第26代目の王。
- 8) 朝鮮時代最高の教育機関。朝鮮前期に官吏の母集団としての重要な機能をもっていた成均館は、朝鮮後期に至っては教育財政の不足や科举制度の不条理から運営の機能が弱化する。開化期には韓国の伝統的儒学と道徳を主に教えていて、1946年からは成均館大学にその伝統が続く。
- 9) 実業学校の数は、1911年35校だったのが1917年には94校にまで上る。(大正10年『朝鮮総督府統計年報』、朝鮮総督府)
- 10) この表は、学部所管の法学校、官立漢城師範学校、官立漢城高等学校、官立平壤高等学校、官立漢城外国語学校、官立仁川実業学校、農商工部所管の農林学校、工業伝習所、内部所管の大韓医院医学校と私立善隣商業学校の10校卒業

ための教育運動が全国的に拡散し、それが1906～1911年までの間で私立学校設立という形であられる。様々な設立主体（特定の個人、宗中や門中、各種団体や教会など）によって設立されるこうした私立学校は、その教育程度や類型からみて初等教育を行う学校がもっとも多く、中等教育や女性教育機関もあった。商業や農林業、工業、鉱業、医学などの実業中心の学校や、法律、政治経済分野の専門教育を行った専門、あるいは高等教育機関もあった。(官・公立学校数-81校、私立学校数-2,225校、『明治43年警務部長会議席上依学部次官演説要領』、1910)

- 13) 民族主義者たち（主に、学生や知識人）が中心になって行った農民・農村啓発運動である。この時期には、韓国語の普及および識字率の向上を主な活動の中心にする。
- 14) 植民地期の制限された高等教育への進学は、官・公立専門学校や京城帝国大学ではない私立専門学校への進学者の増加を促した。下の図は、植民地期における韓国人学生の高等教育機関への入学者数を示している。(資料：朝鮮総督府統計年鑑、大正1年(1912)～昭和15年(1940))

〈韓国人学生の高等教育機関への入学者数の変動〉



生の進路状況である。不明には、就業未定者が含まれる。

- 11) 解放直後、初期韓国教育の基礎作業のために委員69名と10分科委員会に構成される政府の教育計画・政策諮問機関。この時期おにも、弘益人間の教育理念や国立ソウル大学設立案の作成などの韓国政府樹立ごの韓国教育の基盤を作る。
- 12) 愛国啓蒙運動の教育部門に関する私立学校設立運動を主にいう。愛国啓蒙運動は1905年を前後に、知識人、官僚、儒学者などが学校の設立や新聞・雑誌の発刊、産業振興などを通じて経済的、文化的な実力を養成することによって国権を回復しようとする運動のことである。救国の

- 15) 朝鮮時代の統治理念として儒教思想は、当時の各種教育機関のなかで主な教育内容として含まれている。四書(大学、論語、孟子、中庸)五經(礼記、春秋、詩傳、書傳、周易)を中心に儒教の忠・孝・仁・義・礼・智・信を教えた教育機関(成均館、四学、郷校など)の授業内容は、そのまま科举試験につながっていて人材登用や教育振興を促すためのものであった。しかし、結果的には個人の立身揚名的手段になり、むしろ正常な学問の発展を阻害する要因にもなる。

〈参考文献〉

- 1) 金容逸, 1999, 『米軍政下の教育政策研究』, 高麗大学校民族文化研究院
- 2) 김천기, 1998, 『教育の社会学的理解』, 학지사
- 3) 김경동, 1998, 『韓國教育の社会学的診断と処方』, 집문당
- 4) 이광호, 1996, 『旧韓末近代教育体制と學歷主義研究』, 文音社
- 5) 金英宇・皮貞晩, 1995, 『最新韓國教育史』, 教育科学社
- 6) 河仁鎬, 1988, 『高等教育政策』, 文佑社
- 7) 정순우, 1999, 「韓國社会の教育熱に関する歴史・文化的アプローチ」『教育社会学研究』9-1, 韓國教育社会学会
- 8) 이영호, 1998, 「韓國人の教育熱と學歷社会の相関性に対する分析」『教育社会学研究』8-1, 韓國教育社会学会
- 9) 강창동, 1994, 「韓國學歷主義の形成過程と性格」『教育社会学研究』4-1, 韓國教育社会学会

(ちよん びよんほ)

佛敎大学大学院社会学研究科博士課程)

## Formation of a Korean Credential Society in the Modern and Present Concept

— The period of Colonial and U.S. Military Government in Korea —

Byungho Jeon

This paper aims at seeing the formation process of the credential society of modern Korea. I want to see the deployment, when a Korean credential society assumes the period of U.S. Military Government and Colonial where a modernistic educational system began to be especially carried out concretely also in the process, and immediately after release as time when it is strengthened and established.

The educational policy of the period of Colonial brought about the result which strengthens more the desire to the education which Koreans had conventionally. The educational policy of the period of U.S. Military Government is the form how it can reply to desire in the Korean people's education oppressed based on a U.S. policy toward Korea, and takes the concrete plan of expansion of an educational opportunity, reorganization of a university, and an increase.

Keyword: credential society, the desire to education, the educational policy of the period of Colonial, the educational policy of the period of U.S. Military Government, expansion of an educational opportunity